

札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務に係る公募型企画競争（以下、「本プロポーザル」という。）について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）10月19日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市都市局建築部建築保全課（電話 011-211-2816）
メールアドレス kenchiku.jigyo@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

札幌コンサートホール改修工事実施設計等技術協力業務

(2) 調達案件の内容等

提案説明書による

(3) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月10日（金）まで

(4) 契約に至るまでの方法

提案説明書による

(5) 予算規模

46,063,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額はあくまで予算規模を示すものであり、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の(1)、(4)、(5)及び(6)の全ての要件並びに参加形態に応じて(2)又は(3)の要件に該当するものに限る。

(1) 共通要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。

ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。また、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領(平成14年9月18日財政局理事決裁)に基づく競争入札参加資格登録取消通知書により、札幌市競争入札参加資格に係る申請ができない期間にないこと。

エ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等(申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以

下同じ。)が暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

- (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

オ 直前1期の決算(事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高があること。

カ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者でないこと。ただし、当該停止から2年を経過した者を除く。

キ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

ク 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、資本関係の具体例については、札幌市の入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係る Q&A」を参照すること。

(7) 資本関係

- a 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の1に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

- a 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう)である場合を除く。

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- i 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ii 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- iii 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- iv 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合

により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

- (d) 組合の理事
- (e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合。
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ケ 本改修工事に係る設計者との間で、本プロポーザルの公正性を損なうおそれのある資本関係又は人的関係を有していないこと。具体的には、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 本改修工事に係る設計者である者
 - (イ) 本改修工事に係る設計者の親会社等、子会社等、関連会社、主要な株主又は出資者に該当する者
 - (ウ) 代表権を有する役員その他経営に実質的に関与している者が、本改修工事に係る設計者の役員又は使用人を現に兼ねている者
 - (エ) その他、本改修工事に係る設計者との関係により、本プロポーザルの公平性又は競争性が阻害されるおそれがあると認められる者
- (2) 単体企業で参加する場合、以下に定める条件を満たすこと。
 - ア 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値(P点)が1,000点以上であること。建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - イ 特定共同企業体として本プロポーザルに参加している代表者及び構成員ではないこと。
- (3) 特定共同企業体で参加する場合は、以下のア～カを満たすこと。
 - ア 甲型共同企業体、乙型共同企業体、各工種の分担を共同施工方式で実施する方式(乙型・甲型併用共同企業体)のいずれの方式も可とする。
 - イ 共同企業体の組成方法にかかわらず、代表構成員と全ての構成員を合わせて2者以上とする(上限は定めない)。
 - ウ 同一者が2以上の共同企業体の構成員として参加することはできない(単体企業として参加する者を含む。)
 - エ 各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づき、自己が施工し、又は分担する工種について特定建設業の許可を受けていること。
 - オ 各構成員は、自己が施工し、又は分担する工種について、監理技術者又は主任技術者となることができる者が在籍していること(工事現場への専任配置は「(6)」による)。
 - カ 代表構成員の経営事項審査の総合評定値(P点)は1,000点以上であること。ただし、代表構成員以外のP点は問わない。
- (4) 技術協力業務において、次の技術者を配置できること。
 - ア 管理技術者(一級建築士、1級建築施工管理技士のいずれか)
 - イ 建築主任技術者(一級建築士、1級建築施工管理技士のいずれか)
 - ウ 機械設備主任技術者(設備設計一級建築士、建築設備士、1級管工事施工管理技士のいずれか)
 - エ 電気設備主任技術者(設備設計一級建築士、建築設備士、1級電気工事施工管理技士のいずれか)

- (5) 元請として、以下の施工実績を有すること。当該施工実績は、地方公共団体等の公的機関が発注したもので、平成23年4月1日以降に工事が完了し、引渡しが進んでいるもの(共同企業体により施工した工事で、出資比率が20%以上であるものを含む。)であること。なお、新築工事又は改修工事のいずれでもよいものとする。また、特定共同企業体で参加する場合は、代表構成員が施工実績を1件以上保有すること。
- ア 令和6年国土交通省告示第8号別添二「十二 文化・交流・公益施設」のうち、第1類又は第2類の用途に該当する、延べ面積10,000m²以上の施設における新築、または複数の工種を含む総合的な改修工事。
- (6) 本改修工事において、以下に示す要件を満たす現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、配置については、本業務契約後に発注者と本業務受託者の間で取り交わす基本協定書に基づく価格等の交渉が成立し、工事請負契約の締結時とする。
- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)及び「共同企業体の在り方について(昭和62年建設省中建審発第12号)」に基づき、各技術者を工事現場ごとに専任で配置すること。
- (ア) 甲型共同企業体で参加する場合は、代表構成員は現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を配置し、各構成員は建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく自身の特定建設業の許可業種に応じた主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- (イ) 乙型共同企業体で参加する場合は、代表構成員は現場代理人を配置し、監理技術者又は主任技術者を配置し、各構成員は分担する工種に応じて監理技術者又は主任技術者を配置すること。
- イ 監理技術者については、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有すること。
- ウ 現場代理人又は監理技術者等は、本プロポーザルへの参加を希望する者と3か月以上の直接的な雇用関係にあること。
- エ 現場代理人又は監理技術者等として配置を予定する者は、上記アの区分ごとに複数名を登録することができる。この場合、登録した全ての者について、アに定める資格要件及びウに定める雇用関係を確認できる書類を提出すること。なお、登録者数の多寡は技術提案の評価に影響しない。
- オ 前号により複数名を登録した場合、受託者は、工事請負契約の締結時までに、登録した者のうちから実際に配置する現場代理人、監理技術者等を区分ごとに1名確定し、工事着手における「現場代理人及び主任技術者(監理技術者)等指定通知書」とは別に書面により発注者に通知すること。
- カ 本改修工事において配置する現場代理人、監理技術者等は、原則として、登録した者以外の者を配置することは認めない。ただし、クに掲げる事由により登録した者を配置できない場合は、発注者と協議のうえ、本項アに定める資格要件を満たし、かつ登録者と同等以上の技術力が確保される者を配置することができる。
- キ 現場代理人に資格要件は求めないが、当該工事現場に常駐し、その職務を専ら行うこと。ただし、工事が次に掲げる期間にある場合、現場代理人の常駐を要しないものとする。また、現場代理人は、常駐を要しない複数の工事を兼任できるものとする。
- (ア) 工事請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
- (イ) 発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (ウ) 工事しゅん功後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間(なお、札幌市の都合により検査が遅延した場合は、その期間も常駐を要しない)
- ク 監理技術者等の工事途中における交代は認めないが、次に掲げる事由による場合に限り、交代を認める。また、やむを得ず配置する技術者を変更する場合は、工事の継続性及び品質確保等の観点から、参加資格に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置技術

者と同等以上の技術力が確保される者を配置すること。また、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置が講じられるように留意すること。

- (ア) 監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
 - (イ) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
 - (ウ) 発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - (エ) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合や長時間労働の是正が必要な場合等、働き方改革の観点から必要と認められる場合
- ケ 工事の特定通知後、コリンズ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

4 手続き等

- (1) 本プロポーザルへの参加に必要な書類の交付
令和8年10月19日(月)から下記ホームページにて公開
https://www.city.sapporo.jp/toshi/kenchiku/keiyaku/proposal/r08_gijutsukyoryoku_kitara.html
- (2) 企画競争参加申込書及び参加資格確認書等の提出
 - ア 提出方法 持参、郵送、電子メール又は電子データ（DVD-R）の持参とする。
なお、郵送の場合は簡易書留にて提出すること。
 - イ 提出期間 令和8年11月9日(月)正午まで
 - ウ 提出場所 上記1のとおり
- (3) 技術協力業務の実施体制、技術提案書及び想定全体工事費等の提出
 - ア 提出方法 持参又は郵送とする。
なお、郵送の場合は簡易書留にて提出すること。
 - イ 提出期間 令和9年2月1日(月)正午まで
 - ウ 提出場所 上記1のとおり

5 審査

実施委員会において、技術提案に対しヒアリングを実施する。この審査により、契約候補者を選定する。

6 その他

上記のほか詳細については提案説明書による。